

全国警備業連盟 通信

No.055

2024年3月1日発行

全警連からの情報案内

理事長より

春の季節の到来とともに、株式市場は34年ぶりのバブル期最高値3万8千円を更新。30年にも及ぶデフレ経済からの脱却ですが、依然として実質賃金はマイナス。「物価を上回る賃上げ」を目指したいところですが、インフレ下の価格転嫁交渉は中々進まず、実感からは余り实体经济は変化していない。コロナ後インバウンドが戻り、都内の新築マンションの平均価格等を見ますと益々格差社会が広がる一方です。勿論金融証券の話はバブル崩壊後の経験から楽観視はできませんし、私共の業界を取り巻く足下と中長期の環境は人手不足の面で益々厳しいものになってきております。

保安の職種の有効求人倍率は昨年12月で7.3倍。三村前日商会頭を座長とする「人口戦略会議」では昨年末中間報告書を取りまとめ、将来総人口は年間100万人のペースで減少し2100年には人口半減との試算があり、少子化対策を強力に進め、まずは8千万人程度で減少を抑える（定常化戦略）とともにその中で多様性に富んだ成長力のある日本をつくるべき（強靱化戦略）と指摘しています。現在の人手不足に加えてこの将来予測の下では警備業はそもそも業として「持続可能」と言えるか。顧客からの依頼に応じて顧客と地域の安全安心を守るという現在の警備業法の下での警備のやり方では難しい。事業者の数は1万を超えているのですが、100人未満が9割、警備員数は微減、高齢化率も60歳以上が半分弱、女性の割合が6.8%（警察官は11.4%）という実態をどう改善していくか（注1）。従来から申し上げている通りですが、

- ①多様な顧客警備ニーズに対応した生産性向上、このための予算税制措置と合わせて配置基準の見直し、発注側に義務付け、災害対応等を警備領域に含める等業法の抜本的改正
- ②公共関係保全、工事単価の算定方法の見直しと民間発注分についての労務費を中心とした適正な価格設定と転嫁円滑化の確立
- ③官公発注にあっては価格一辺倒を廃し、最低価格、分離発注、キャンセルポリシー、提案型等従来からの主張している一般入札手法の改革の徹底
- ④警備業のイメージアップを図るためのブランド戦略と価格に対する考え方の整理
- ⑤高齢者、女性向け発注者側の配慮義務
- ⑥外国人技能実習及び特定技能制度について育成就労と特定技能を柱とする新制度に移行すべく法務省が今国会に法案提出予定。警備業を対象とするならその範囲と需要を推計し、法案提出の政治プロセスへの関与が必要。（外国人技能実習機構は外国人育成就労機構に改組）

①の生産性向上のための「中小企業省力化投資補助事業（カタログ補助）」の実務は、中小基盤機構が実施することになってはいますが、警備関係でも合理化投資で二分の一補助を使うべく全国協会を通じてお願いしている段階。別途、中小基盤機構の豊永理事長にもお願いしておりますが、いずれにせよ中長期的にも短期的にも警備業の合理化投資は避けて通れないものであり、この点はビルメンを含め業界間の競争となります。AI活用や顔認証、ロボット活用等今後業界として受け身ではなくもっと能動的にやるべきもの。配置基準についても然りであり、当局（警察、航空他）と協議しつつ進めていかなければならないと考えられます。もちろん業法改正への手掛かりは業界内部で詰めつつ業法所管の警察庁と議論しなければなりません、この際には議連の先生方の強力な支援が必要です。

②についても然り。今年の建築保全業務労務単価改定にのみじくも記述されている通り「業務内容が通常と異なる場合で、本単価によりがたい場合（特に高度な技能、経験等を有する者を従事させる必要がある場合を含む）は、当該保全業務の内容に応じた適正に積算する」とされています。この具体化が重要。業界内での基準づくりが必要でしょう。もちろん公共工事関係は従来から事業主負担分が含まれていないので、これら単価を割り戻して発注単価に繋げることは当然です。

③は国、その出先機関、自治体の入札にあって地方議員先生方に議会や監査委員会等を通じよく監視してもらうことが必要。

④は協会と協同した業界イメージアップにつながる広報戦略。昨今建設業がTVCMで色々やられていますが、これも採用を見越してのこと。我が業界が競り負けないようにという意味でのブランド確立です。この点は事務局と皆さん方とのより一層の意思疎通が必要。

2月9日には雇用保険法改正が提出されました。連盟HPに掲載しておりますが、被保険者要件週20時間以上を10時間以上にする改正が盛り込まれており、この部分は令和10年10月実施となっています。社会保険加入を徹底しようという中で厚労省試算では488万人が新たに対象となることですがこの点も事業主と労働側への負担になることから、実施に向けてどう軟着陸させるか。

昨年10月からの消費税インボイス導入、社会保険の負担増については、前者については様々な緩和措置が講じられているものやはり負担増には変わりがない。この点についても中小企業団体要望と合わせて改善要望を出していく必要があるのではないかと。萩生田先生のお話ですが、私共警備業の世界は業としての参入が容易、警備員も年齢や家族の状況により千差万別であります。一律に単価引上げ要望というよりもう少し職務内容に応じた給与体系を設ける必要があるのではないかと。政府の進める労働市場の三位一体改革「リスクリング、職務給、市場の流動化」では警備業を含めそもそも中小企業が成り立ち得なくなるのではとの危惧がりましたが、もはやそんなことは言っておれないのではないかと。できる限り私共の市場に参加して頂く警備員の数を増やすためにも短時間勤務を含め生産性向上策を検討していく必要があります。

先月は徳島、広島、大阪、山梨、東京で総会があり、特に大阪では関西大阪万博に向けて業界がまとまってやっていく旨強い決意が述べられていました。政治の世界では政治資金規正法関係で政治倫理審査会の開催が昨日と本日実施、早急に政治への信頼を取り戻してもらい、警備業の社会的経済的地位向上に向けてより一層の努力をして頂かなければなりません。今月13日は理事会を開催いたします。連盟と協会は車の車輪。両事務局は一体となって進んでいかなければなりません。「重要経済安保情報保護及び活用に関する法律」も提出されました。現場活動に根ざした警備業連盟を目指し、春の到来とともに会員の皆様方の益々の発展を祈ります。

（注1）そもそも2004年47万人3兆4千億の売り上げ、2022年58万人3兆5千億の売上。10万人増えても売上は横ばいです。

2024年2月29日 寄稿 理事長 青山幸恭

連盟役員より

東京都警備業連盟 理事長 田中 範弥

我が国の景気動向は、いくらか明るい兆しが見えるものの、物価高先行などにより実質賃金は低下したままの状況が続いています。

私共警備業界のように最低賃金を睨みながら給与水準を決定している企業が多い業界にあっては、現状では物価上昇を上回るような賃金アップは難しい企業が多いのではと思います。しかし、これをどう解決していくかがまさに喫緊の取り組み課題であり、当連盟として最大限に声を上げていかななくてはならない問題だと認識しております。

適正な警備業務の推進が前提ではありますが、労務費の価格転嫁、そしてそのための原資として、契約料金の上方修正や単価アップによる適正な警備料金の獲得を強力に推進していかなくてはなりません。

他方、外国人観光客数やそれに伴うインバウンド需要はコロナ禍以前の水準に近づいてきており、観光や宿泊、飲食などの関連業界にあっては徐々に潤ってきているとの情報も耳にしますし、円安等の要因から大手の輸出産業などにあっては過去最大の収益を上げている企業もありますが、これらの要因が私共の業界に直結するかというと難しいところです。

東京都警備業連盟は、コロナ禍の2021年に設立され、当初は十分な活動もできませんでしたが、今後は行動力を加速して警備業界の問題点を吸収し、解決に向けた様々な取り組みに繋げていく時期に入ったと考えています。

昨年、当連盟では会員向けアンケートを実施し、受注業務がキャンセルになった場合に適正なキャンセル料が支払われているかを中心に問いかけ、その結果を要望書に活かすことに取り組みました。本年も引き続きアンケート調査を実施し、会員企業から生の声を頂戴し、問題点の洗い出しを行い、そして発信していきたいと思っております。

また、本年のキックオフ行事として、去る2月26日に第4回通常総会を開催し、来賓として自民党東京都連から萩生田光一会長、丸川珠代、井上信治の各議員、自民党警備業推進議員連盟から朝日健太郎、平沢勝栄両議員、都議会自民党から柴崎幹男議員、そして全警連から青山理事長、橋本副理事長にもご参加いただき、盛大に催すことができました。参加して下さった会員と話をしますと、各社が少しずつではありますが当連盟を意識して下さるようになってきた気がしております。

今年は衆議院の補選や都知事選挙も控えています。政権与党が様々な問題を抱えながら臨む選挙となることも予想されますので、当連盟としては、私どもの声をしっかり受け止め、私どもの力になってくれる候補者に対しては協力を惜しまず臨み、私どもの要望が政治や行政に届くよう努力してまいります。

事務局より

◇政治資金規正法に基づき政治団体の「収支報告書」を毎年1回、各道府県選挙管理委員会に提出する義務があります。各都道府県警備業連盟の会計年度に係らず、前年分(2023年1月1日から12月31日)を令和6年4月1日までに提出する必要がありますので、設立済みの各都道府県警備業連盟様は確実に提出するようお願いします。

※総務省HP(政治資金規正法のあらまし) https://www.soumu.go.jp/main_content/000174716.pdf

活動内容

◇ 全国警備業連盟の活動報告（労務単価の公表）

令和6年2月16日、国土交通省より「建築保全業務労務単価」及び「公共工事設計労務単価」が公表されました。適正な警備単価の設定については、当連盟は協会と共に関係議員の皆様や関係行政機関に対し要望を行っていたところであり、今回の改定（上昇）は格差是正に向けた第一歩と考えております。今後も重要施設に関する具体論の検討などを進めていきます。

◆ 公共工事設計労務単価（令和6年3月から適用） ※（全国平均）

交通誘導警備員A 15,967円（対前年比+7.1%） → 16,961円（対前年比+6.4%）
交通誘導警備員B 13,814円（対前年比+6.3%） → 14,909円（対前年比+7.7%）

◆ 建築保全業務労務単価（令和6年4月から適用） ※（全国平均）

施設警備員A 15,350円（対前年比+5.0%） → 16,620円（対前年比+8.2%）
施設警備員B 13,110円（対前年比+5.1%） → 14,170円（対前年比+8.1%）
施設警備員C 11,590円（対前年比+5.0%） → 12,520円（対前年比+8.0%）

※建築保全業務労務単価についての説明文にて、当連盟要望に基づき（6）留意事項に、「業務内容が通常と異なる場合で、本単価によりがたい場合（特に高度な技能、経験等を有する者を従事させる必要がある場合を含む）は、当該保全業務の内容に応じて適正に積算する」と追記。

◇ 参考情報（雇用保険法等の一部を改正する法律案）

令和6年2月9日、「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。主な改正内容は、雇用保険の適用拡大（週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更）等です。今後、改正法案の国会審議等を注視していきたいと思っております。

◇ 各都道府県警備業連盟の活動報告（京都府）

令和6年2月4日、投開票が行われた政令指定都市である京都市長選挙において、自民党公認候補である「松井 孝治」候補者が初当選されました。京都府警備業連盟は、自民党京都府連からの要請に基づき推薦状を发出し、応援活動を行いました。また、自民党本部からも全国警備業連盟に対し支援依頼があり、推薦状を发出する等の選挙協力を実施しました。

※本年4月28日、衆議院議員の補欠選挙投票日です。島根1区、長崎3区及び東京15区の3選挙区（3月1日現在）にて行われますので、関係する都道府県警備業連盟におかれましては、適切な対応をお願いします。

◇ 各都道府県警備業連盟の活動報告（定時総会・懇親会の開催）

地元選出国會議員、県會議員等を来賓に迎え、各地で定時総会開催後に懇親会を積極的に開催。青山理事長も積極的に参加しております。

- ・ 令和6年1月29日、高知県
- ・ 令和6年2月 9日、熊本県
- ・ 令和6年2月17日、大阪府
- ・ 令和6年2月20日、山梨県
- ・ 令和6年2月26日、東京都



（山梨県警備業連盟 古屋理事長の挨拶）



（熊本県警備業連盟 集合写真）

設立状況(加盟状況)

令和6年2月29日現在、36都道府県に連盟が設立されており、千葉県は3月11日に設立予定です。引き続き連盟拡大及び会員拡大を図りたいと思いますので、未設立県に対し連盟設立を働きかけていきます。各連盟も更なる会員拡大を目指してください。

	設立日	会員数	理事長	備考
1	北海道	2019.5.30	167社 (株)メンティス 代表取締役 宮武 亨丞	全警連 理事
2	岩手県	2019.6.12	21社 桜心警備保障(株) 代表取締役 越場 健一	
3	宮城県	2019.5.30	47社 グリガート・ギョウティ(株) 代表取締役 千葉 英明	全警連 理事
4	秋田県	2019.5.27	23社 大洋ビル管理(株) 取締役会長 内村 和人	
5	山形県	2023.8.1	20社 ALSOK山形(株) 代表取締役社長 本川 哲久	
6	福島県	2019.5.30	57社 (株)ユナイト 代表取締役 神好 雄治	
7	栃木県	2020.9.17	44社 北関東総合警備保障(株) 代表取締役会長 青木 勲	
8	群馬県	2020.10.2	42社 ALSOK群馬(株) 代表取締役社長 樋田 浩二	
9	茨城県	2019.4.25	53社 (株)水戸警備保障 取締役会長 井澤 卓司	全警連 理事
10	埼玉県	2020.1.15	31社 (株)ケイビー・コム 代表取締役 井出 雅博	
11	東京都	2021.2.22	176社 朝日管財(株) 取締役会長 田中 範弥	全警連 理事
12	神奈川県	2019.9.20	163社 (株)KSP 代表取締役社長 田邊 中	全警連 理事
13	静岡県	2023.4.6	25社 (株)トーセイコーポレーション 代表取締役 杉山 喜乃	
14	山梨県	2022.7.15	19社 山梨ジャパンパトロール警備(株) 代表取締役 古屋 雄司	
15	長野県	2019.8.26	37社 (株)全日警サービス長野 代表取締役 浅妻 豊	
16	新潟県	2023.3.7	30社 東日本警備(株) 取締役会長 館野 功	
17	富山県	2019.5.15	30社 (株)パトロード富山 代表取締役社長 成伯 仁志	
18	石川県	2019.5.30	23社 国際警備保障(株) 代表取締役社長 宮本 克喜	
19	愛知県	2019.5.15	181社 セク Gum(株) 代表取締役 金子 慶太郎	全警連 理事
20	岐阜県	2020.4.1	36社 大日本警備保障(株) 代表取締役 河野 秀明	
21	滋賀県	2022.8.2	16社 (株)NYS 専務取締役 吉田 出司	
22	京都府	2021.5.14	31社 西部総合警備(株) 専務取締役 藤野 祐司	
23	大阪府	2019.5.17	141社 日本警備通信(株) 代表取締役会長 松田 敦嗣	全警連 理事
24	和歌山県	2021.7.1	23社 (株)紀北総合警備 代表取締役 中谷 保	
25	広島県	2019.5.30	66社 (株)保安警備 代表取締役 七河 義孝	全警連 理事
26	愛媛県	2019.5.21	40社 愛媛総合警備保障(株) 代表取締役社長 阿部 克彦	全警連 監事
27	徳島県	2019.5.28	21社 (有)ファイブセキュリティシステム 代表取締役 五島 寛治	
28	香川県	2020.3.18	26社 ALSOK香川(株) 代表取締役 梶原 慶二	
29	高知県	2021.1.12	9社 ALSOK高知(株) 代表取締役 星 宏明	
30	福岡県	2019.5.8	61社 舞鶴警備保障(株) 代表取締役社長 奥村 雅弘	全警連 理事
31	佐賀県	2023.2.1	15社 ALSOK佐賀(株) 代表取締役 高木 進	
32	長崎県	2019.5.31	26社 (株)中央総合警備保障 代表取締役社長 堀内 敏也	
33	熊本県	2020.9.25	33社 ALSOK熊本(株) 代表取締役社長 渡邊 勝彦	
34	大分県	2022.3.31	40社 (有)ダイケン警備保障 代表取締役 林 健	
35	宮崎県	2023.03.31	20社 宮崎総合警備(株) 代表取締役社長 齊藤 総一郎	
36	鹿児島県	2019.1.28	35社 九州総合警備保障(株) 代表取締役会長 永山 一巳	
	全国警備業連盟 (賛助会員)	2019.5.12	76社 総合警備保障(株) 特別顧問 青山 幸恭	理事長
			1,904社	

今後の予定 第18回理事会の開催

- 日時：令和6年3月13日(水) 15:00~17:30 理事会
17:30~19:00 懇親会(会費制で予定)
- 場所：品川プリンスホテル タワー棟(住所：東京都港区高輪4-10-30)

<発行・編集：全国警備業連盟事務局>

・各警備業連盟様におかれましては、各種活動を積極的に行われているかと承知しておりますが、各連盟様の活動の参考とするために情報共有を図りたいと思います。積極的に情報提供をお願いします。

(連絡先) 担当：堀口、森川 TEL：03-3501-0072 FAX：03-3501-0073

雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築、「人への投資」の強化等のため、雇用保険の対象拡大、教育訓練やり・スキリング支援の充実、育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 雇用保険の適用拡大【雇用保険法、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】

- 雇用保険の被保険者の要件のうち、週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更し、適用対象を拡大する（※1）。
※1 これにより雇用保険の被保険者及び受給資格者となる者については、求職者支援制度の支援対象から除外しない。

2. 教育訓練やり・スキリング支援の充実【雇用保険法、特別会計に関する法律】

- ① 自己都合で退職した者が、雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する教育訓練等を自ら受けた場合には、給付制限をせず、雇用保険の基本手当を受給できるようにする（※2）。
※2 自己都合で退職した者については、給付制限期間を原則2か月としているが、1か月に短縮する（通達）。
- ② 教育訓練給付金について、訓練効果を高めるためのインセンティブ強化のため、雇用保険から支給される給付率を受講費用の最大70%から80%に引き上げる（※3）。
※3 教育訓練受講による賃金増加や資格取得等を要件とした追加給付（10%）を新たに創設する（省令）。
- ③ 自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する新たな給付金を創設する。

3. 育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保【雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律】

- ① 育児休業給付の国庫負担の引下げの暫定措置（※4）を廃止する。
※4 本来は給付費の1/8だが、暫定措置で1/80とされている。
- ② 育児休業給付の保険料率を引き上げつつ(0.4%→0.5%)、保険財政の状況に応じて引き下げ(0.5%→0.4%)られるようにする(※5)。
※5 ①・②により、当面の保険料率は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整。

4. その他雇用保険制度の見直し【雇用保険法】

- 教育訓練支援給付金の給付率の引下げ(基本手当の80%→60%)及びその暫定措置の令和8年度末までの継続、介護休業給付に係る国庫負担引下げ等の暫定措置の令和8年度末までの継続、就業促進手当の所要の見直し等を実施する。

等

施行期日

令和7年4月1日(ただし、3①及び4の一部は公布日、2②は令和6年10月1日、2③は令和7年10月1日、1は令和10年10月1日)